

# 無償化にかかる副食費免除の申請及び請求方法

## 1. 免除対象者

- 幼稚園(私学助成幼稚園)に在籍する3歳児クラスから5歳児クラスのお子さんの保護者のうち、次のいずれかに該当する方
  - ・同一の世帯に属する方の市町村民税所得割合算額が77,101円未満の世帯(住所が別の単身赴任等の保護者も含める)
  - ・小学校3年生までの児童から数えて第3子以降のお子さん

## 2. 補助対象となる給食について

- 幼稚園(私学助成幼稚園)の教育部分において提供される給食のうち副食費(おかず代にあたる費用)が対象
- ※幼稚園の預かり保育で提供される給食については補助対象外

## 3. 申請及び請求方法

### ▶【償還払い】

#### 保護者の請求手続き

- ① 保護者は、給食費を施設等へ支払い。
- ② 保護者は、「副食費の施設による徴収に係る補足給付費交付申請書(償還払い用)(様式1号)」に、園等から発行される副食材料費がわかる領収証の写しを添付し、町へ副食費の補助を申請
  - ※同年1月1日現在、与那原町に住民登録がない場合は、保護者の市町村民税額がわかる証明書を添付(1月1日現在住民登録がある役所にて発行)
  - ※代理人が申請する場合は、代理人は委任状と代理人の身分証明をご持参ください。
- ③ 町は上限額等を確認し、保護者の口座に補助額を振込。

#### ☆償還払いの留意事項☆

1. 請求の受付は、給食利用後、翌月以降から可能です。  
請求申請は給食利用後、翌月以降から2年以内に関係書類を添え、役場へ提出してください。

2. 上記1の申請にかかる振込支給時期は、次のとおりです。

- ①請求申請があった月の翌月30日に振込みします(30日が休日の場合は、直前の営業日に振込みします)。

3. 請求申請は複数月分まとめて申請が可能です。

「副食費の施設による徴収に係る補足給付費交付申請書(償還払い用) [\(様式1号\)](#)」には、12カ月分の状況をまとめて記載いただけます。複数月分をまとめて請求する際には、園等が各月単位で発行する副食材料費がわかる領収証の写しを申請月分添付し、請求してください。

4. 代理申請について

保護者以外の代理人が申請する場合は、[委任状](#)と代理人の身分証明をご持参ください。

#### ▶【[法定代理受領](#)】(施設が法定代理受領の対応が可能な場合)

##### 保護者の手続き

- ①施設が法定代理受領を可能な場合、保護者は「副食費の施設による徴収に係る補足給付費交付申請書(代理受領用) [\(様式第2号\)](#)」を記入し、在園施設へ提出。
- ②保護者は給食費から上限 4,500 円を差し引いた分の副食費及び主食費を施設に支払い。

##### 施設の請求手続き

- ①保護者が記入した、「副食費の施設による徴収に係る補足給付費交付申請書(代理受領用) [\(様式第2号\)](#)」を町へ提出。
- ②町は認定通知を在園施設をとおし、保護者へ通知。
- ③町から施設へ「副食費の施設による徴収に係る補足給付費認定者名簿兼代理受領等委任確認通知 [\(様式第5号\)](#)」を送付。
- ④施設は、「補足給付費交付対象園児免除実績報告書 [\(様式第10号\)](#)」及び、免除又は減免額がわかる領収証の控えの写しを添え、町へ請求書(任意様式)を提出。

※各種様式は町のホームページからもお取りいただけます。

#### 【お問合せ・申請先】

与那原町子育て支援課 無償化専用ダイヤル 098-945-6666

住所:与那原町字上与那原16番地